

○大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱

平成 24 年 4 月 1 日

告示第 43 号

改正 平成 25 年 4 月 4 日告示第 78 号

平成 26 年 5 月 2 日告示第 98 号

平成 27 年 5 月 1 日告示第 99 号

平成 29 年 6 月 23 日告示第 116 号

平成 30 年 5 月 1 日告示第 83 号

平成 30 年 9 月 5 日告示第 162 号

令和元年 5 月 24 日告示第 105 号

令和 2 年 3 月 31 日告示第 45 号

令和 2 年 3 月 31 日告示第 78 号

令和 3 年 3 月 24 日告示第 62 号

令和 4 年 3 月 9 日告示第 25 号

令和 5 年 3 月 31 日告示第 45 号

令和 6 年 3 月 29 日告示第 60 号

令和 7 年 3 月 31 日告示第 43 号

(趣旨)

第 1 条 市は、大崎市環境基本計画に基づき、地球温暖化の防止や市民の環境意識の高揚を図るため、市民等の行うエコ改善事業に対し、予算の範囲内で大崎市エコ改善推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成 18 年大崎市規則第 60 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(平 30 告示 83 ・一部改正)

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）に該当する場合の補助事業は、第1号及び第2号に限るものとする。

- (1) 太陽光発電設備設置事業
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業
- (3) V2H充放電設備設置事業
- (4) 家庭用高効率給湯器設置事業
- (5) 家庭用生ごみ処理機・処理容器導入事業

（平25告示78・平26告示98・令元告示105・令4告示25・令6告示60・令和7告示43・一部改正）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる場合に応じ当該各号に該当する者とする。

- (1) 個人の場合 次に掲げる事項を全て満たす者
 - ア 市内に住所を有する者又は住所を有する見込みのある者
 - イ 自己の住居として使用し、又は使用する予定のある建物（住居と事務所、店舗等（以下「事務所等」という。）とを兼用又は併用している建物（以下「兼用住宅等」という。）を除く。）において補助事業を行う者
 - ウ 市税に未納がない者
 - エ 過去に第2条各号又は大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱（令和5年大崎市告示第135号）第2条各号に定める事業と同一区分の補助金の交付を受けていない者

オ 大崎市暴力団排除条例（平成 25 年大崎市条例第 4 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員に該当しない者

（2） 事業者の場合 次に掲げる事項を全て満たす事業者

ア 市内に住所を有する事業者又は住所を有する見込みのある事業者

イ 自己の事務所等として使用し，又は使用する予定のある建物（兼用住宅等を含む。以下同じ。）において補助事業を行う事業者

ウ 市税に未納がない事業者

エ 過去に第 2 条各号又は大崎市エコ生活支援事業補助金交付要綱

（令和 5 年大崎市告示第 135 号）第 2 条各号に定める事業と同一区分の補助金の交付を受けていない者

オ 代表者，役員その他の構成員が，大崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員に該当しない者

（令元告示 105・全改，令 4 告示 25・令 6 告示 60・令和 7 告示 43・一部改正）

（補助金の額等）

第 4 条 補助事業ごとの補助対象経費，補助要件及び補助金の額並びに耐用年数は，別表のとおりとする。

2 補助金の交付限度額は，1 補助対象者当たり単年度につき 240,000 円とする。

3 補助金の交付は，補助事業の各区分につき前条第 1 号に規定する補助対象者にあつては 1 世帯 1 回，前条第 2 号に規定する補助対象者にあつては 1 事業者 1 回とする。

（平 25 告示 78・平 27 告示 99・平 29 告示 116・令元告示 105・令 2 告示 78・令 3 告示 62・令 4 告示 25・令 5 告示 45・令 6 告示 60・令和 7 告示 43・一部改正）

（補助金の事前申込み及び交付対象者の決定）

第5条 補助金の交付を希望する者(以下「事前申込者」という。)は、別に定める期間内に、大崎市エコ改善推進事業補助金交付事前申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、事前申込の受付期間終了後、当該書類の審査により、交付要件に合致すると認めるときは、補助金の交付申請の対象となる者(以下「交付対象者」という。)を決定するものとする。ただし、事前申込による補助金額の合計が、受付期間ごとに定めた予算の総額に達したときは、抽選により交付対象者を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付対象者を決定するときは、事前申込者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、交付対象者のうち、第3条第1号に規定する補助対象者にあつては住所、世帯構成及び市税の納付状況を、第3条第2号に規定する補助対象者にあつては事務所等の所在地及び市税の納付状況を確認するものとする。

4 市長は、事前申込者に対し、交付対象者に決定した旨を通知するものとする。

(令和7告示43・追加)

第6条 交付対象者は、別に定める期日までに、大崎市エコ改善推進事業補助金交付申請兼請求書(様式第2号)に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、交付申請者に対して本人確認のため身分証明書の提示を求めることができる。

(令和6告示60・一部改正, 令和7告示43・旧第5条繰下・一部改正)

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を大崎市エ

コ改善推進事業補助金補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により，交付対象者へ通知するものとする。

（平 2 5 告示 7 8 ・ 令元告示 1 0 5 ・ 令 6 告示 6 0 ・ 一部改正，令和 7 告示 4 3 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正）

（補助金の交付）

第 8 条 市長は，前条の規定により補助金の額を確定したときは，補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の指定する口座を通じて補助金を交付するものとする。

（令 2 告示 4 5 ・ 旧第 1 1 条繰下，令 6 告示 6 0 ・ 一部改正，令和 7 告示 4 3 ・ 旧第 1 2 条繰上 ・ 一部改正）

（補助金の交付の取消し及び返還）

第 9 条 市長は，交付決定者が次のいずれかに該当するときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し，又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（令 6 告示 6 0 ・ 追加，令和 7 告示 4 3 ・ 旧第 1 3 条繰上 ・ 一部改正）

（手続代行者）

第 1 0 条 補助対象者は，補助事業に係る請負者又は販売店に対し，第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項に規定する書類の提出の手続を代行させることができる。この場合において，市長は，手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）に対し，依頼された旨を証明するもの及び身分証明書の提示を求めることができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、補助対象者に関して知り得た情報は、業務遂行以外の目的に使用してはならない。

3 市長は、手続代行者が依頼された手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないものとする。

(平 2 5 告示 7 8 ・ 一部改正, 令 2 告示 4 5 ・ 旧第 1 2 条繰下 ・ 一部改正, 令 6 告示 6 0 ・ 旧第 1 3 条繰下 ・ 一部改正, 令和 7 告示 4 3 ・ 旧第 1 4 条繰上 ・ 一部改正)

(取得財産等の管理)

第 1 1 条 交付決定者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を別表に定める耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、耐用年数の期間内において取得財産が毀損し、又は滅失したときは、大崎市エコ改善推進事業補助金取得財産毀損滅失届（様式第 4 号）により市長に届け出なければならない。

3 市長は、耐用年数の期間内において取得財産を毀損し、又は滅失した交付決定者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、毀損又は滅失の事由が、災害その他交付決定者の責めによらない事由によるものであるときは、この限りでない。

(平 2 9 告示 1 1 6 ・ 一部改正, 令 2 告示 4 5 ・ 旧第 1 4 条繰下 ・ 一部改正, 令 6 告示 6 0 ・ 旧第 1 5 条繰下 ・ 一部改正, 令和 7 告示 4 3 ・ 旧第 1 6 条繰上 ・ 一部改正)

(取得財産等の処分の制限)

第 1 2 条 交付決定者は、耐用年数の期間内において取得財産を処分しようとするときは、大崎市エコ改善推進事業補助金財産処分承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、耐用年数の期間内において取得財産の処分があったときは、当該取得財産を処分した者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、毀損又は滅失の事由が災害その他交付決定者の責めによらない事由によるものであるときは、この限りでない。

（令 2 告示 4 5 ・旧第 1 5 条繰下・一部改正，令 6 告示 6 0 ・旧第 1 6 条繰下・一部改正，令和 7 告示 4 3 ・旧第 1 7 条繰上・一部改正）

（報告及び調査）

第 1 3 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して補助金の交付に関し必要な報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

（令 2 告示 4 5 ・旧第 1 7 条繰下，令 6 告示 6 0 ・旧第 1 8 条繰下，令和 7 告示 4 3 ・旧第 1 9 条繰上）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行し、平成 2 4 年度以降の予算に係る補助金に適用する。

（経過措置）

- 2 大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱（平成23年6月21日制定）により補助金の交付を受けた者は、この要綱により補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則（平成25年4月4日告示第78号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱の規定によりエコキュート設置事業に係る補助金の交付を受けた者は、この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱の規定による家庭用高効率給湯器設置事業に係る補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則（平成26年5月2日告示第98号）

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（平成27年5月1日告示第99号）

この告示は、平成27年5月15日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成29年6月23日告示第116号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成29年6月23日から施行し、平成29年度の補助金に適用する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、平成30年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則（平成30年5月1日告示第83号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成30年5月1日から施行し、平成30年度の補助金に適用する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、平成31年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則（平成30年9月5日告示第162号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年5月24日告示第105号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和元年6月1日から施行し、令和元年度の補助金に適用する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和元年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則（令和2年3月31日告示第45号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和3年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則（令和2年3月31日告示第78号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和3年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則（令和3年3月24日告示第62号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和4年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則（令和4年3月9日告示第25号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第45号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和5年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則（令和6年3月29日告示第60号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和6年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則（令和7年3月31日告示第43号）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和7年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第4条、第11条、第12条関係）

（平29告示116・全改，平30告示83・平30告示16

2・令元告示105・令2告示45・令2告示78・令3告示6

2・令4告示25・令5告示45・令6告示60・令和7告示4

3・一部改正）

区分	補助対象経費	補助要件	補助金の額	耐用年数
太陽 光発 電設	次に掲げる要件に 適合した太陽光発電 設備（以下この表に	(1) 太陽光シ ステムを，補 助対象者が個	次の各号に掲げ る太陽光システム の1時間当たりの発	6年

備設 置事 業	において「太陽光システム」という。)の設置に要する費用 (1) 一般財団法人電気安全環境研究所(J E T)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議(I E C)のI E C E E—P V—F C S制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが、10キロワット未満であること。	人のときは属する世帯が居住する市内の住宅(自己所有の別荘を含む。以下同じ。)に、補助対象者が事業者のときは市内の事務所等に設置すること。 (2) 補助対象者が太陽光システムを設置しようとする住宅又は事務所等の所有者でない場合は、太陽光システムの設置について当該住宅又は事務所等の所有者の承諾を得ること。	電量の区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、太陽光システムの設置に係る請負者が市内に主たる事業所又は事務所を有する者(以下「市内事業者」という。)であるときは、当該額に5,000円を加算する。 (1) 5キロワット以上 50,000円 (2) 4キロワット以上5キロワット未満 40,000円 (3) 3キロワット以上4キロワット未満 30,000円 (4) 2キロワット以上3キロワット未満 20,000円	
---------------	---	---	--	--

	(3) 未使用品であること。 (4) 発電された電気が住宅又は事業所等において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。	(3) 次のいずれかに該当すること。 イ 太陽光システム設置に係る工事請負契約日が令和6年6月1日以降であり、かつ太陽光システムの引渡日が、令和6年12月1日から令和7年5月31日までの間であること。 ロ 住宅又は事務所等の新築と同時に太陽光システムを設置した場合で、当該住宅又は事務所等の工事請負契約日又は売買契約日が令	(5) 1キロワット以上2キロワット未満 10,000円	
--	---	--	-------------------------------------	--

		和6年6月1日 以降であり、 かつ当該建物の引渡日が、 令和6年12月1日から令和7年5月31日までの間であること		
定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業	次に掲げる要件に適合した定置用リチウムイオン蓄電池（以下この項において「蓄電システム」という。）の購入及び設置に要する費用 (1) 1基あたりの容量が1キロワットアワー以上であること。 (2) 家庭用として販売される新品であって、一箇所に固定して使用するものであること。	(1) 蓄電システムを、補助対象者が個人のときは属する世帯が居住する市内の住宅に、補助対象者が事業者のときは市内の事務所等に設置すること。 (2) 前号の場合において、当該住宅又は当該事務所等	蓄電システム1台当たり100,000円。ただし、蓄電システムの購入先及び設置に係る請負者が市内事業者である場合は、当該額に5,000円を加算する。	6年

		に太陽光システムを設置していること又は蓄電システムの設置に併せて太陽光システムを設置すること。 (3) 補助対象者が蓄電システムを設置する住宅又は事務所等の所有者でない場合は、蓄電システムの設置について当該住宅又は事務所等の所有者の承諾を得ること。 (4) 蓄電システムから供給される電気が、住宅又は事務所等で消		
--	--	---	--	--

		費されるものであること。 (5) 次のいずれかに該当すること。 イ 蓄電システムの設置に係る工事請負契約日が令和6年6月1日以降であり、かつ蓄電システムの引渡日が、令和6年12月1日から令和7年5月31日までの間であること。 ロ 住宅又は事務所等の新築と同時に蓄電システムを設置した場合で、当該住宅又は事務所等の工事請負契	
--	--	---	--

		約日又は売買 契約日が令和 6年6月1日以 降であり，か つ当該建物の 引渡日が，令 和6年12月1日 から令和7年5 月31日までの 間であるこ と。		
V2H 充放 電設 備設 置事 業	次に掲げる要件に 適合する家庭用のV2H 充放電設備（電気自 動車，プラグインハ イブリッド車等に搭 載されている蓄電池 から分電盤を通じて 住宅に電気を送るな ど，自動車と住宅の 電気を相互に供給で きるようにする設備 をいう。以下この項 において同じ。）の	(1) V2H充放 電設備を補助 対象者の属す る世帯が居住 する市内の住 宅に設置する こと。 (2) 補助対象 者がV2H充放 電設備を設置 する住宅の所 有者でない場 合は，V2H充 放電設備の設	V2H充放電設備1 台当たり50,000 円。V2H充放電設備 の購入先及び設置 に係る請負者が市 内事業者である場 合は，当該額に 5,000円を加算す る。	6年

購入及び設置に要する費用であること。 (1) 国のV2H充放電設備の補助金の補助対象設備として一般財団法人次世代自動車振興センターにより指定されているV2H充放電設備であること。 (2) 未使用品であること。	置について当該住宅の所有者の承諾を得ていること。 (3) 前2号の場合において、太陽光システムを当該住宅に設置していること又はV2H充放電設備の設置に併せて太陽光システムを設置すること。 (4) V2H充放電設備から供給される電気が住宅部分で消費されていること。 (5) 最大受電電力が10キロワット未満であること。		
---	--	--	--

		(6) 次のいずれかに該当すること。 イ V2H充放電設備の設置に係る工事請負契約日が令和6年6月1日以降であり，かつV2H充放電設備の引渡日が，令和6年12月1日から令和7年5月31日までの間にあること。 ロ 住宅の新築と同時にV2H充放電設備を設置した場合で，当該住宅の工事請負契約日又は売買契約日が令和6年6月1日以降であ	
--	--	---	--

		り，かつ当該住宅の引渡日が，令和6年12月1日から令和7年5月31日までの間であること。		
家庭用高効率給湯器設置事業	次に掲げる家庭用高効率給湯器の購入及び設置に要する費用で未使用品であること。 (1) 日本産業規格(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率(JIS)を表示する電気ヒートポンプ給湯設備（エコキュート） (2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けている家庭用燃料電池コージェネレーションシステ	(1) 家庭用高効率給湯器を補助対象者の属する世帯が居住する市内の住宅に設置すること。 (2) 補助対象者が家庭用高効率給湯器を設置する住宅の所有者でない場合は，家庭用高効率給湯器の設置について当該住宅の所有者の	家庭用高効率給湯器1台当たり15,000円。ただし，家庭用高効率給湯器の購入先及び設置に係る請負者が市内事業者である場合は，5,000円を加算する。	6年

ム（エネファーム）	承諾を得ていること。		
(3) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステム・自然循環式太陽熱温水器）	(3) 次のいずれかに該当すること。 イ 家庭用高効率給湯器の設置に係る工事請負契約日が令和6年6月1日以降で		
(4) LPガス，都市ガス又は石油のいずれかを燃料とし，熱効率が90パーセント以上の潜熱回収型給湯設備（エコジョーズ・エコフィール）	あり，かつ家庭用高効率給湯器の引渡日が，令和6年12月1日から令和7年5月31日までの間であること。		
(5) ハイブリット給湯設備	ロ 住宅の新築と同時に家庭用高効率給湯器を設置した場合で，当該住宅の工事請負契約日又		

		は売買契約日が令和6年6月1日以降であり，かつ当該住宅の引渡日が，令和6年12月1日から令和7年5月31日までの間であること。		
家庭 用生 ごみ 処理 機・ 処理 容器 導入 事業	生ごみを乾燥させ堆肥化する電気式処理機（以下この項において「処理機」という。）又は一般家庭における日常生活上生じる調理くず，食べ残し等の食品廃棄物を電力を使用せず微生物等による発酵及び分解，乾燥，かくはん等により堆肥化又は減量化させるための容器（以下この項において「処理	(1) 処理機・ 処理容器を補助対象者が属する世帯が居住する市内の住宅に設置すること。 (2) 補助対象者が処理機・処理容器を設置する住宅の所有者でない場合であつて，処理機・処理容器の設	処理機・処理容器及び処理容器の機能の発揮に必要な微生物等の購入に要する費用に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）。ただし，5,000円を限度とする。	5年

	容器」という。)の購入に要する費用（処理機・処理容器の設置に工事を必要とする場合は、設置に要する費用を含む。以下この項において同じ。)で未使用品であること。	置に工事を必要とする場合は、当該住宅の所有者の承諾を得ていること。 (3) 処理機・処理容器の設置に係る工事請負契約日が令和6年6月1日以降であり、かつ処理機・処理容器の引渡日が、令和6年12月1日から令和7年5月31日までの間であること。		
--	---	--	--	--

年 月 日

大崎市長 様

（申込者）

住所（事業者にあつては、事務所等の所在地）

氏名（事業者にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 — —

大崎市エコ改善推進事業補助金事前申込書

大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、公簿等の閲覧による市税の納付状況の確認に同意します。

記

1 対象事業を実施する建物の所在地（該当する項目の□にチェックを入れ、必要事項を記載）

☐	申込者の住所に同じ
☐	申込者の住所と異なる所在地である（転居又は転入予定地） 所在地： 転居又は転入予定日： 年 月 日

2 対象事業及び補助金事前申込額

対象事業(対象事業の□にチェックを入れてください。)		補助金額	市内事業者 加算額(※)	基準日（引渡日）
☐	太陽光発電設備設置事業	円	円	年 月 日
☐	定置用リチウムイオン蓄電池導入事業	円	円	年 月 日
☐	V 2 H 充放電設備設置事業	円	円	年 月 日
☐	家庭用高効率給湯器設置事業	円	円	年 月 日
☐	生ごみ処理機・処理容器導入事業	円		年 月 日
補助金事前申込額合計		円		

※市内事業者加算は、当該設備の設置に係る請負者が大崎市内に主たる事業所（本社・本店）を有する場合のみ該当します。

- 3 交付要件の確認（確認した項目の□にチェックを入れてください。交付要件を満たしていない場合は申し込みできません。）

☐	市税の滞納はありません。
☐	過去に同一事業の大崎市エコ改善推進事業補助金又は大崎市エコ生活支援事業補助金の交付を受けていません。
☐	大崎市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び関係者ではありません。

- 4 手続代行者（代行者を通して申込する場合のみ記載）

代行者名	※支店名・営業所名も記載してください。
所在地	
担当者名	
連絡先	電話番号： — — メールアドレス：

（注意事項）

本事前申込書は、補助金の交付を申請するものではありません。補助金の申請対象者には、後日申請対象者に決定した旨をお知らせします。なお、全体の事前申込金額の合計が予算額を超えた場合、抽選により申請対象者を決定します。

様式第 2 号（第 6 条関係）

（その 1）個人の場合

年 月 日

大崎市長 様

（申請者）
郵便番号 〒 —
住 所
氏 名
電話番号 — —

大崎市エコ改善推進事業補助金交付申請書兼請求書

大崎市エコ改善推進事業補助金の交付を受けたいので、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

また、補助金の支払いに当たっては、指定した口座への振込を希望します。

記

- 1 事前申込受付番号
第 号
- 2 申請項目及び補助金交付申請額

	事業名	導入量・金額	補助金交付 申請額	市内事業者 加算額
(1)	太陽光発電設備設置事業	kW	円	円
(2)	定置用リチウムイオン蓄電池導 入事業	台	円	円
(3)	V 2 H 充放電設備設置事業	台	円	円
(4)	家庭用高効率給湯器設置事業	台	円	円
(5)	生ごみ処理機・処理容器導入事業	円		円
	補助金交付申請額合計	円		

3 振込先

金融機関名		支店名	
金融機関コード		支店コード	
口座番号		預金種類 (いずれかを○で囲む)	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			

※原則、申請者本人の口座とします。申請者以外の口座の場合、委任状（任意様式）を添付願います。

4 対象事業を実施する住宅の所在地（⑤事業のみで申請する場合は記載不要）

（申請者の住所と同じ場合には、「申請者住所と同じ」に ☐ を記入していただければ住所の記載は不要です。その他の場合のみに、「その他」に ☐ を記入の上、住所を記入してください。）

☐ 申請者住所と同じ ☐ その他（下記に住所及び理由を記載）

住所	〒	—

5 対象事業を実施する住宅の所有者（⑤事業のみで申請する場合は記載不要）

住宅所有者	申請者本人の所有権の有無		有 ・ 無 （いずれか該当するものを「○」で囲んでください。）		
	所有者1	住所		承諾印	
		氏名			
	所有者2	住所		承諾印	
		氏名			
	所有者3	住所		承諾印	
		氏名			

※ 申請者以外の所有者がある場合は、申請者以外の所有者の承諾印を押印してください。

6 工事請負契約日（売買契約日）及び引渡日（⑤事業の場合は購入日）

契約日	年 月 日
引渡日	年 月 日

7 建築区分

☐

新築住宅

☐

既築住宅

(該当項目に ☐ を記入してください。)

8 太陽光発電設備の概要 (※ 太陽光発電設備を設置した場合記載)

項 目	内 容								
太陽光発電設備のメーカー名 (適合機種登録メーカー名)									
太陽光発電設備の型式名	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
太陽光発電設備の公称最大出力と使用枚数	①		W	×		枚	=		W
	②		W	×		枚	=		W
	③		W	×		枚	=		W
	④		W	×		枚	=		W
	⑤		W	×		枚	=		W
	⑥		W	×		枚	=		W
太陽光発電設備の公称最大出力 (小数点2桁未満は切捨て)	合 計				W	⇒			kW

9 定置用リチウムイオン蓄電池の型式 (※ 定置用リチウムイオン蓄電池を設置した場合記載)

製造事業者	
型 式	
蓄電容量	kWh
定格出力	W

10 V2Hの型式 (※ V2Hを設置した場合記載)

製造事業者	
国の補助対象設備の登録型式	
最大受電電力	KW (※10kW未満のものに限る。)

1 1 家庭用高効率給湯器の型式（※ 家庭用高効率給湯器を設置した場合記載）

種 類	☐ エコキュート ☐ 太陽熱利用システム ☐ エネファーム ☐ エコジョーズ ☐ エコフィール ☐ ハイブリッド給湯器
製造事業者	
型 式	

1 2 生ごみ処理機・処理容器の型式（※ 生ごみ処理機・処理容器を設置する場合記載）

製造事業者	
型 式	

1 3 手続代行者名（※ 補助金の交付申請を購入先又は設置業者が代行して手続をする場合記載）

（1）所在地

所在地	〒 —

（2）手続代行者の会社名・拠点名

会社名拠点名	
--------	--

※ 支援対象を購入した会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

（3）手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行代表者名	
----------	--

※ 手続代行者代表者とは，手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

（4）担当者名・連絡先

担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mailアドレス	

様式第 2 号（第 6 条関係）
（その 2）事業者の場合

大崎市長 様

年 月 日

（申請者）
郵便番号 —
所 在 地
商号又は名称
代表者名
電話番号 — —

大崎市エコ改善推進事業補助金交付申請書兼請求書

大崎市エコ改善推進事業補助金の交付を受けたいので、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。
また、補助金の支払いに当たっては、指定した口座への振込を希望します。

記

1 事前申込受付番号
 第 号

2 申請項目及び補助金交付申請額

	事業名	導入量・金額	補助金交付 申請額	市内事業者 加算額
①	太陽光発電設備設置事業	kW	円	円
②	定置用リチウムイオン蓄電池導入事業	台	円	円
	補助金交付申請額合計	円		

3 振込先

金融機関名		支店名	
金融機関コード		支店コード	
口座番号		預金種類 (いずれかを○で囲む)	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			

※原則、代表者名義の口座とします。代表者名義以外の口座の場合、委任状（任意様式）を添付願います。

4 対象事業を実施する建物の所在地は申請者所在地と同じですか。

(申請者の所在地と同じ場合には、「はい」に $\square$ レを記入してください。異なる場合、「いいえ」に $\square$ レを記入の上、所在地及び理由を記入してください。)

	はい
	いいえ（下記に所在地及び理由を記載）

[illegible]

5 申請者は対象事業を実施する建物の所有者ですか。

(申請者が対象事業を実施する建物の所有者の場合には、「はい」に☐を記入してください。申請者本人の所有権がない場合、「いいえ」に☐を記入の上、所有者の住所及び氏名を記入し、承諾印を捺印してください。)

	はい
	いいえ（下記に所有者の住所及び氏名を記載の上、承諾印を捺印）

所有者 1	住所		承諾 印	
	氏名			
所有者 2	住所		承諾 印	
	氏名			
所有者 3	住所		承諾 印	
	氏名			

6 工事請負契約日（売買契約日）及び引渡日

契約日	年 月 日
引渡日	年 月 日

7 建築区分

☐

新築事務所等

☐

既築事務所等

(該当項目に ☐ を記入してください。)

8 太陽光発電設備の概要（※ 太陽光発電設備を設置した場合記載）

項 目	内 容									
太陽光発電設備のメーカー名（適合機種登録メーカー名）										
太陽光発電設備の型式名	①									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	⑥									
太陽光発電設備の公称最大出力と使用枚数	①		W	×		枚	=		W	
	②		W	×		枚	=		W	
	③		W	×		枚	=		W	
	④		W	×		枚	=		W	
	⑤		W	×		枚	=		W	
	⑥		W	×		枚	=		W	
太陽光発電設備の公称最大出力（小数点2桁未満は切捨て）	合 計				W	⇒				kW

9 定置用リチウムイオン蓄電池の型式（※ 定置用リチウムイオン蓄電池を設置した場合記載）

製造事業者	
型 式	
蓄電容量	kWh
定格出力	W

10 手続代行者名（※ 補助金の交付申請を購入先又は設置業者が代行して手続をする場合記載）

（1）所在地

所在地	〒 —
-----	---------------

（2）手続代行者の会社名・拠点名

会社名拠点名	
--------	--

※ 支援対象を購入した会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

（3）手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行代表者名	
----------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

（4）担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	

様式第 3 号（第 7 条関係）

大崎市エコ改善推進事業補助金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書

大崎市指令（ ）第 号

受令者名

年 月 日付けで申請のありました大崎市エコ改善推進事業補助金については、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、金円の交付及び額を確定します。〔交付しないこととします。〕

年 月 日

大崎市長 

記

〔交付する場合〕

- 1 市長が必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- 2 補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を別に定める耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- 3 取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ大崎市エコ生活支援事業補助金取得財産処分承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。
- 4 取得財産の処分をした場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。

〔交付しない場合〕

- 1 不交付の事業の種別
- 2 不交付の理由

様式第4号（第11条関係）

大崎市エコ改善推進事業補助金取得財産毀損滅失届

年 月 日

大崎市長 様

（届出者）

郵便番号 〒 —

住所（事業者にあつては、事務所等の所在地）

氏名（事業者にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 — —

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金の交付を受けた財産について、下記のとおり毀損，滅失しましたので，大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により，関係書類を添えて届けます。

記

- 1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市指令（ ）第	号
-----------	---

- 2 毀損，滅失の内容（状況）

- 3 毀損，滅失の日 年 月 日

- 4 関係書類

（1）現況写真

（2）参考資料（現況図面等）

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

大崎市エコ改善推進事業補助金取得財産処分承認申請書

年 月 日

大崎市長 様

（申請者）

郵便番号 〒

住所（事業者にあつては，事務所等の所在地）

氏名（事業者にあつては，名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金の交付を受けた財産について，下記のとおり処分しますので，大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市指令（ ）第 号

- 2 財産処分の理由

- 3 財産処分の月日 年 月 日

- 4 関係書類

（1）現況写真

（2）参考資料（現況図面等）

様式第 1 号（第 5 条関係）

（令 7 告示 4 3 ・追加）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（令元告示 1 0 5 ・全改，令 3 告示 6 2 ・令 4 告示 2 5 ・令 5 告示 4 5 ・令 6 告示 6 0 ・一部改正，令和 7 告示 4 3 ・旧様式第 1 号繰下 ・一部改正）

様式第 3 号（第 7 条関係）

（令 2 告示 4 5 ・令 3 告示 6 2 ・一部改正，令和 7 告示 4 3 ・旧様式第 2 号繰下 ・一部改正）

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

（令元告示 1 0 5 ・全改，令 2 告示 4 5 ・旧様式第 8 号繰下 ・一部改正，令和 7 告示 4 3 ・旧様式第 9 号繰上 ・一部改正）

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

（令元告示 1 0 5 ・全改，令 2 告示 4 5 ・旧様式第 9 号繰下 ・一部改正，令和 7 告示 4 3 ・旧様式第 1 0 号繰上 ・一部改正）